

# 金融庁が「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（平成29年度）」を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成29年3月31日、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（平成29年度）」を公表した。

## 1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について

平成29年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項は以下のとおりとされており、有価証券報告書の作成に当たっては留意することが求められている。

### (1) 新たに適用となる会計制度・会計基準に係る留意すべき事項

- 有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正
- 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正

### (2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

#### ① 法令改正関係審査

「企業結合に関する会計基準」等を踏まえて改正された連結財務諸表規則等に関する開示

#### ② 重点テーマ審査

- 工事契約に関する会計処理・開示

- 棚卸資産に関する会計処理・開示
- 包括利益計算書
- 1株当たり情報
- その他（重要性の判断）

## 2. 有価証券報告書レビューの実施について

平成29年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、以下の内容で実施することとされている。

### (1) 改正が行われた会計基準等の適用状況の審査

平成29年3月期以降は、以下に関連する会計基準等の適用状況について実施することとされている。

- 繰延税金資産の回収可能性
- 企業結合及び事業分離等

### (2) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して審査を実施することとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-1.html>）を参照いただきたい。

以上